

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ENEOS グローブ株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成23年3月23日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
 【根拠条文】 法第27条の25第4項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 ENEOSグループ株式会社
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
 【報告義務発生日】 該当事項ありません
 【提出日】 平成23年3月23日
 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項ありません
 【提出形態】 該当事項ありません
 【変更報告書提出事由】 該当事項ありません

【本文】

【発行者に関する事項】

発行者の名称	大丸エナウィン株式会社
証券コード	9818
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所第二部、大阪証券取引所第二部

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ENEOSグループ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
事務上の連絡先及び担当者名	経理財務部財務グループ 倉信 竜
電話番号	03(5253)9110

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年3月1日
------------------	-----------

訂正前	<p>【表紙】</p> <ul style="list-style-type: none">提出書類：大量保有報告書根拠条文：法第27条の23第1項変更報告書提出事由：該当事項はありません。 <p>第2【提出者に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">(5)当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況： 【年月日】平成20年4月1日 【株券等の種類】普通株式 【数量】264,300 【割合】3.28 【市場内外取引の別】市場外 【取得又は処分の別】取得 【単価】統合により取得
訂正後	<p>【表紙】</p> <ul style="list-style-type: none">提出書類：変更報告書NO.1根拠条文：法第27条の25第1項変更報告書提出事由：商号変更、本店所在地変更 <p>第2【提出者に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none">(5)当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況：最近60日間の取得又は処分の状況はなし。